

2021年2月3日

お客様各位

京葉システム株式会社

## 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う弊社対応について

拝啓 時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、弊社製品・サービスをご愛顧いただき、誠にありがとうございます。

先般ご承知の通り、新型コロナウイルス感染の感染が大幅に拡大していることを受け、現在弊社所在地である千葉県を含む11都府県に緊急事態宣言が発令されております。当初は2月7日までの予定でしたが、2月2日に栃木県を除く10都府県について、3月7日までの延長が決定されました。

つきましては、2月7日までの予定で実施しておりました下記対応について、3月7日まで延長とさせていただきます。

引き続き、弊社対応にご理解を賜りますよう、お願い申し上げます。

敬具

記

### 訪問自粛について

緊急事態宣言の対象期間である3月7日までの期間、緊急事態宣言対象地域への訪問を原則として自粛させていただきます。事情により上記期日前のご訪問が必要な場合は、お客様と個別に調整を行い、できる限りの感染防止対策をとったうえで、訪問させていただきます。

また、対象外の地域につきましても、弊社所在地である千葉県が対象地域に含まれておりますことから、緊急事態宣言発令前から予定されていた訪問に関しても、改めてお客様のご意向を確認させていただくように致します。

### 弊社在宅勤務体制について

緊急事態宣言の対象期間中は、可能な限り在宅勤務率を上げる対応を実施致します。

期間中の対応は以下の通りとなりますので、ご協力をお願いいたします。

#### ■ 代表回線（043-246-2194）へのお電話

当日出勤している従業員が要件を承り担当者に連絡致しますので、通常通りおかけください。

なお、担当者が出勤している場合はそのまま転送いたしますが、担当者が在宅勤務の場合は、担当者より電話またはメールにて折り返しご連絡させていただきます。

#### ■ サポートセンターへのご連絡

サポートセンター要員は在宅勤務となるため、原則としてメールにてご連絡下さい。

緊急の場合はお電話いただいてもかまいませんが、出勤している人員数の関係で、すぐに電話を受けられない場合がございます。

## ■ 郵便物・宅配便などの受け取り

当日出勤している従業員が受け取りますので、通常通りご送付ください。

在宅勤務者宛の郵便物・宅配便については、原則として当日出勤している従業員が開封して内容を確認させていただきますので、あらかじめご了承ください。

なお、請求書につきましては、経理部門の支払業務に通常より時間を要する場合がございますので、余裕をもって送付いただきますよう、お願い致します。

## ■ お客様のご来社

緊急事態宣言期間中のご来社は、弊社担当者が出勤日に当たっている場合であっても、ご遠慮いただきますよう、お願い致します。

やむを得ずご来社いただく場合、マスク着用、検温にご協力いただきますとともに、万一の場合の連絡先についてもお知らせいただきますよう、お願い致します。

## 弊社対応方針に関するお問い合わせ先

本文書の内容、及び弊社対応方針に関するお問い合わせにつきましては、管理部新型コロナウイルス対策担当（sa-cov@keiyo-system.co.jp）までお願い致します。

以上